

薩摩川内市財政運営プログラム

平成24年11月

薩 摩 川 内 市

目 次

(ページ)

はじめに	1
1 これまでの取り組み	2
2 現状での財政予測	10
3 財政運営プログラムの基本的考え方	14
4 財政運営プログラム	
- 1 人件費の削減	15
- 2 施設の統廃合	16
- 3 普通建設事業費と維持補修費の規模見直し	17
- 4 事業見直し	19
- 5 成長戦略の展開	21
5 プログラムを実行した際の財政見通し	23
6 財政運営プログラムの着実な実行に向けて	27
【資料編】	
主な「事業見直し」対象事業一覧	29

はじめに

薩摩川内市は平成16年10月12日に1市4町4村で合併し誕生しました。

合併後これまでの間、合併前に新市の将来を謳い策定した「薩摩川内市まちづくり計画」、その理念を引き継いだ「薩摩川内市総合計画」を基に、地域の一体感醸成や市全体の均衡ある発展に取り組んできました。

行財政運営についても、合併直後から「薩摩川内市市政改革大綱」、「薩摩川内市財政健全化計画・中長期財政運営指針（現：薩摩川内市中長期財政運営指針）」、「薩摩川内市定員適正化方針」など方針を定め、職員数の適正化による人件費の抑制、組織機構の見直し、民間委託への積極的取組、指定管理者制度の導入など様々な手法により経費削減や市政運営の効率化に取り組んでまいりました。

しかし、人口減少や少子高齢化による集落機能の低下、産業振興と雇用確保、安全・安心なまちづくり等本市が取り組むべき多くの課題が残る中、平成27年度から地方交付税の合併特例措置が段階的に縮減されます。これは、本市の約30%を占める地方交付税額が減っていくことであり、平成24年度交付税額を基に算定したところ、平成32年度時単年度でみた場合には約40億円の削減、また段階的に削減される5年間の影響額の総計は約100億円となり、本市の財政状況はかなり厳しくなっていくことが予想されます。

このような財政状況の見通しの下、これまでのように幅広い行政サービスを展開していくことは、非常に困難な状況となってきます。「入るを量りて出ざるを制す」という言葉が表わすように「歳入あつての歳出」であり、歳入の減少に対しては、減少の見込まれる歳入以外の歳入を伸ばすか、歳出を削減するかの大きく分けて2通りの手法があります。しかしながら、現在の景気状況を鑑みますと、飛躍的に歳入を伸ばすということは非常に困難であり、歳出を削減する策を講じる選択をとらざるを得ません。

具体的方策としては、人件費の削減、そしてこれまで幅広く提供していた行政サービスの「選択と集中」を行うことにより歳出の削減に取り組んでいかなければなりません。

これらを踏まえ、地方交付税の特例措置が終了する平成32年度までの財政運営の方向性を示すものとして、経費削減において執り得る手法等を可能な限り具体的に明示した「薩摩川内市財政運営プログラム」を策定いたしました。

1 これまでの取組

～本市の行財政改革の歩み～

＜財政改革の歩み＞

本市の行財政運営は、「薩摩川内市まちづくり計画」の理念を引き継いだ「薩摩川内市総合計画」や「薩摩川内市市政改革大綱」により、地方交付税の合併特例措置が講じられる合併後10年間に、地域の懸案事項の解消、地域の一体感醸成、地域格差の解消などに目途をつけ、持続できる財政基盤を確立していくことを目指している。

特に財政運営上は、この特例措置が合併後10年経過後となる平成27年度以降段階的に縮減されることを踏まえた上で、持続可能な財政運営に向けた指針として「薩摩川内市中長期財政運営指針」を平成16年11月に策定し、平成19年10月と平成22年3月に財政運営の現状や社会経済情勢の変化等を踏まえた改定を行い、これに基づき様々な取り組みを行ってきている。

●参考：薩摩川内市中長期財政運営指針（平成22年3月25日）

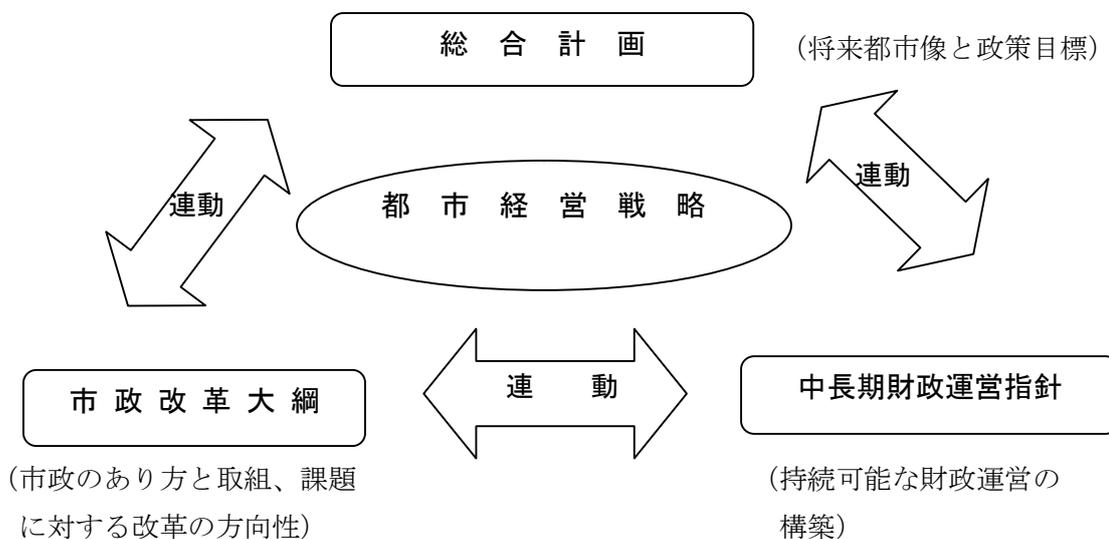
目標財政指標

項目	基準値	目標値
	20年度	26年度
普通会計市債残高	576億円	510億円以内
人件費	102億円	95億円以内
物件費	50億円	47億円以内
補助費等	24億円	23億円以内
普通建設事業費	85億円	74億円以内
公債費	72億円	78億円以内

※1 公債費負担比率及び経常収支比率については、公債費負担比率が危険ラインとされる20%以内、経常収支比率が概ね90%以内となるよう努める。

※2 実質公債費比率が起債借入時に国との協議が必要になる18%を超えないよう、健全な財政運営の確保を図る。

《総合計画、市政改革大綱、中長期財政運営指針の相関図》



《その他の行政改革の取り組み》

(1) 薩摩川内市定員適正化方針

平成17年9月 第一次決定、平成22年4月 第二次決定
(効率的・効果的な組織の実現に向けた職員数の適正管理方針)

(2) 薩摩川内市アウトソーシング方針

平成17年9月決定後、これまで7回の改定を経て、市有施設に関する項目については平成22年4月に公有財産利活用方針へ継承
(市有施設の管理運営及び市の事務事業を企業・団体等に外部委託又は民営化等を進めていくための方針)

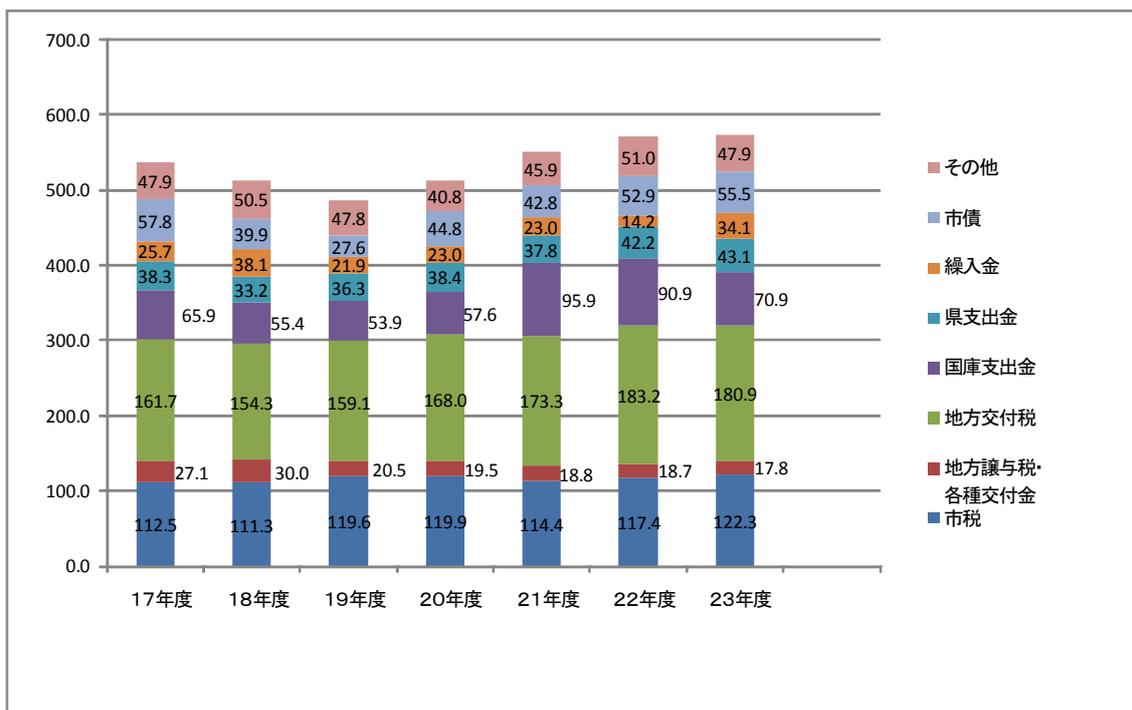
(3) 薩摩川内市公有財産利活用方針

平成22年4月決定
(アウトソーシング方針は市有施設(行政財産)の管理形態に重点をおいた方針であるため、これを発展的に見直し、公有財産(土地・建物)を経営資源として捉え管理形態、活用等を示す方針)

～これまでの財政状況～

《表 1：歳入内訳》

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
536.9	512.7	486.7	512.0	551.9	570.5	572.5



歳入の状況をみると、市税については景気に左右される面があるため増減があるが、平成23年度は市民税や固定資産税の微増により平成22年度と比べ増加となった。

地方交付税や国庫支出金については平成17年度から平成19年度は減少しているが、平成20年度からは景気対策の増加措置などの見直しによる地方交付税の増加や、景気対策としての地域活性化交付金や定額給付金など、国の制度改正による国庫支出金の増加となっている。

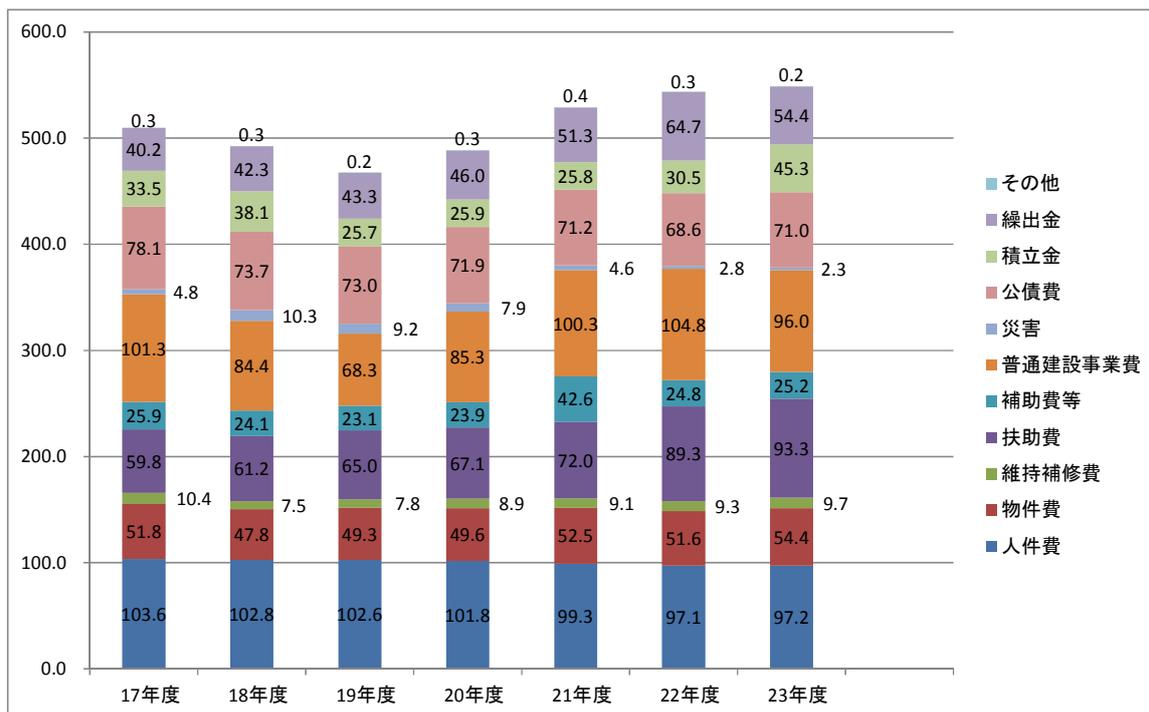
市債については、汚泥再生処理センター施設整備事業、防災行政無線デジタル化整備事業、本土・甕島間ネットワーク増速整備事業などの生活インフラ整備事業、安全・安心に関する事業、地域の一体感醸成に関する事業など大型事業の展開により増加となっている。

繰入金については、地方拠点都市事業推進基金や汚泥再生処理センター施設整備基金など事業の実施に伴う基金繰入金は当初増加してきたが、近年は事業終了に伴い減少している。一方財源対策に用いる財政調整基金などについては、最低限の繰入に努めてきている。

また歳入のこれまでの取り組みとしては、4年に1度、使用料・手数料の見直しを行い受益者負担の適正化に努めているほか、ホームページや封筒への有料広告といった新たな財源確保にも取り組んできている。

《表2：歳出性質別内訳》

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
509.7	492.5	467.5	488.6	529.1	543.8	549.0



一方歳出は扶助費が、老人措置費、障害者援護費、子ども手当など社会保障制度の拡充や、平成22年度から本市独自の取組として対象年齢の拡充を行っている子ども医療費の増加などにより、毎年増加となった。

人件費については、平成17年度と平成23年度を比較すると、約6.4億円の減少となっている。また職員数は平成17年度の1,347人から平成23年度の1,149人と198人減少となった。

普通建設事業費については、平成17年度から平成19年度までは減少傾向であった。なお、平成20年度から平成23年度は、防災行政無線デジタル化整備事業、汚泥再生処理センター施設整備事業、横馬場田崎線等の道路整備事業などの安全・安心や生活インフラに関する大型事業に加え、景気対策である国の地域活性化交付金を活用した事業展開により、増加傾向を示す結果となった。

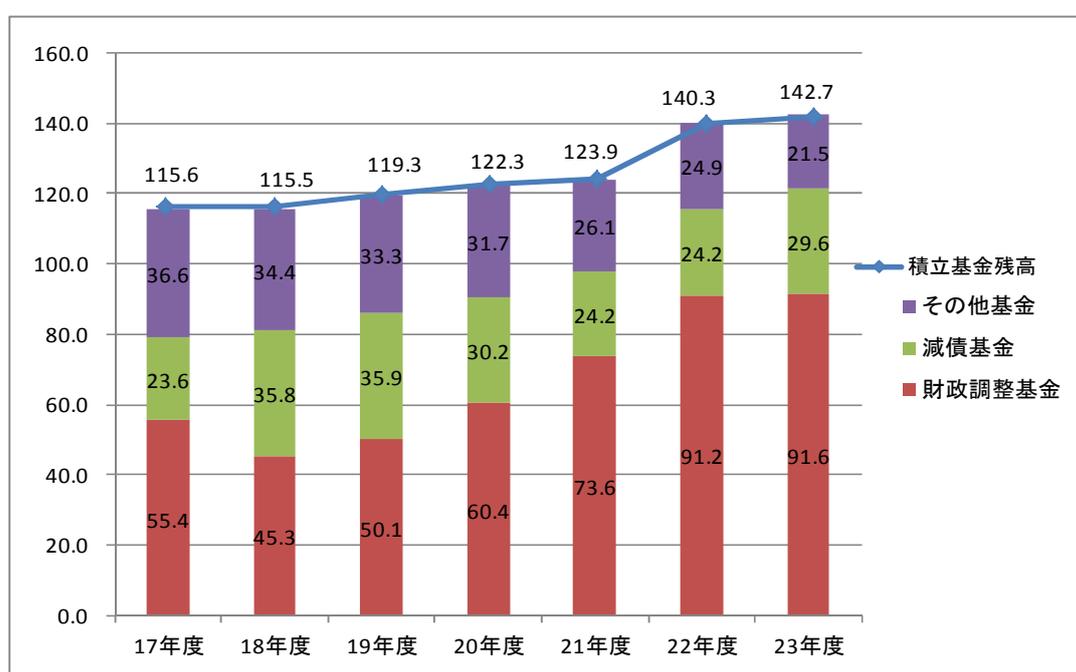
繰出金については、国民健康保険事業への財政支援的な繰出金をはじめ、介護保険事業に対する制度上の繰出金、簡易水道事業や公共下水道事業などに対する事業

実施に伴う繰出しなど、それぞれの会計へ必要額を行ったものであり、増加となった。

また、物件費では、事務用品購入などの内部経費について毎年当初予算編成時に一定割合の抑制に努めているが、指定管理者制度への移行や一部直営に伴う施設管理経費、システム管理経費の影響により増加となった。

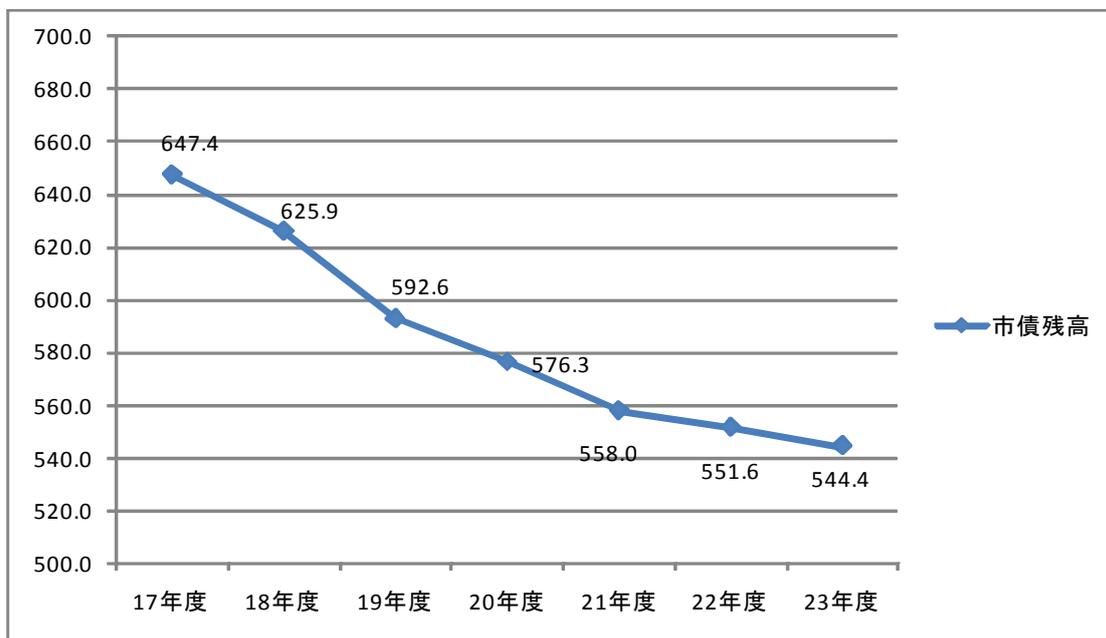
補助費については、平成21年度においては定額給付金の影響による著しい増加となったが、それ以外はほぼ同額で推移している。

《表3：一般会計基金残高表》



基金残高については着実に伸びてきており、中でも財源不足の補てんに活用する財政調整基金については、平成27年度以降の交付税特例措置削減を見据え着実に積み増しを行ってきた結果、平成17年度の55.4億円から平成23年度は91.6億円と36.2億円の増となっている。

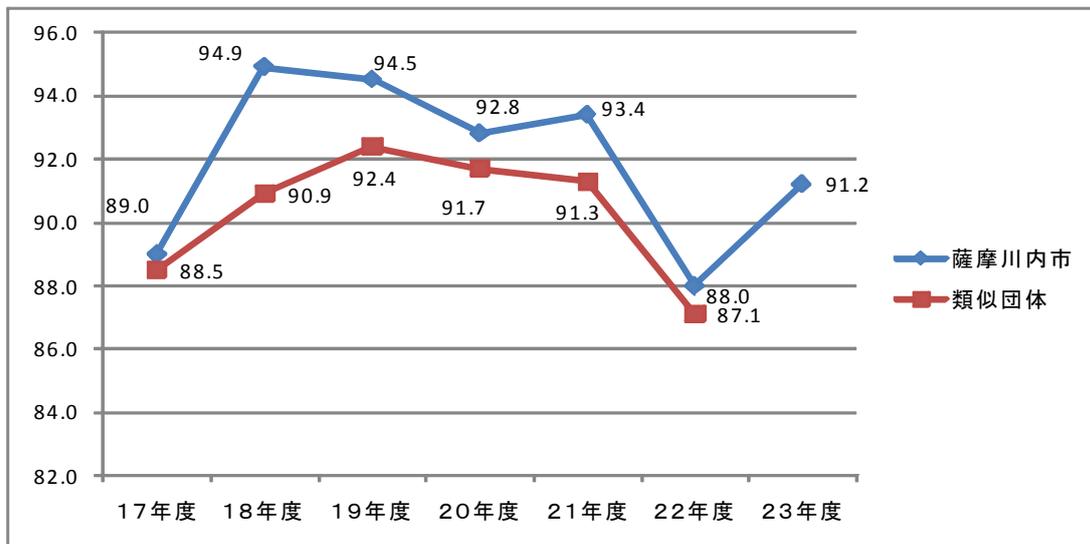
《表4：市債残高表》



市債残高については、事業の年次調整などによる借入額抑制や公債費の将来的な負担を軽減するため繰上償還を行ったことで、平成17年度647.4億円から平成23年度544.4億円と103億円減少となり、着実に減少している。

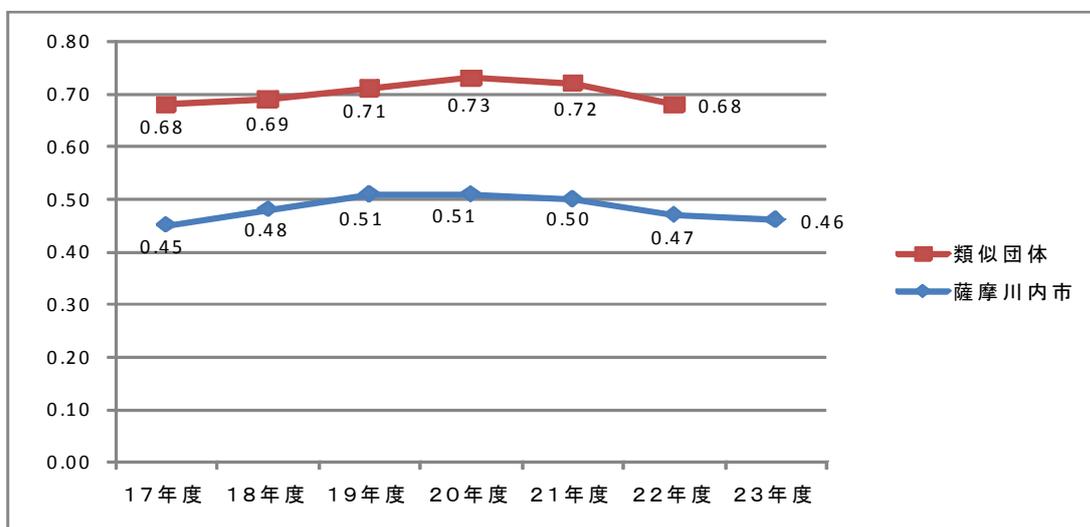
基金残高と市債残高を家計の中の貯蓄（基金）と借金（市債）に置き換えると、借金を減らしながら貯蓄を行えている状況であり、この点においてはこれまでの適切な財政運営の効果が現れてきていると言える。

《表5：経常収支比率の推移（類似団体（※1）比較）》



経常収支比率（※2）は、平成23年度決算で91.2%であり、適正な水準といわれる75%程度より高く、また類似団体との数値を比較しても本市は高い水準となっている。

《表6：財政力指数推移（類似団体比較）》



財政力指数（※3）は、平成23年度決算で0.46であり、本市は類似団体と比較しても低く、「1」から乖離した指数であり財源的に厳しい状態にあると言える。

(総括)

これまでの財政状況において、人件費、基金残高、市債残高については概ね順調に推移してきているが、物件費や普通建設事業費などの経費については、中長期財政運営指針に基づき予算編成等で行政内部経費など、様々な取り組みを行い削減に努めてきたものの、国の臨時的な経済雇用対策などの事業展開により、平成26年度の目標数値との乖離が大きくなっており、今後の目標数値の実現に向けた道筋が見い出せていない。

※1 類似団体 : 国は全国の市町村を「指定都市」「中核市」「特例市」「都市」「町村」「特別区」に分類した上で、さらに「都市」「町村」を人口規模や産業構造で細分化し、その中で同じ分類となった市町村のことを指す。本市と類似団体といわれる主な市は、霧島市、鹿屋市、熊本県八代市等がある。

※2 経常収支比率 : 財政構造の弾力性を計る指標といわれ、人件費、扶助費、公債費等義務的経費いわゆる経常的経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されるかを指標化したものである。

※3 財政力指数 : 地方公共団体が平均的水準で行政を行う場合に要する額に対して、市税等の一般財源収入がどの程度確保されているかを計る指数のことであり、「1」に近いほど財源に余裕があるとされている。

2 現状での財政予測

地方交付税の合併特例措置削減に伴う縮減は、本市にとって大きな影響を及ぼすことが予想される。そこで、これまで中長期財政運営指針に基づき行ってきた様々な取り組みや合併後行ってきた事業、行政サービスの規模や支所等の施設機能などを現状のまま保持しながら財政運営を行った場合、どのような財政状況になるのか財政予測を行った。

財政予測にあたり、平成24年度の決算見込みには平成23年度からの繰越額を含め、平成25年度以降の決算見込みには前年度からの繰越を含めないこととした。

また主な前提条件として、原子力発電所に係る交付金や使用済核燃料税は現行相当額が維持されていくとしたほか、職員数については定員適正化方針における平成27年度目標数（1,100人以内）を以降維持し、普通建設事業費については平成22年3月策定の中長期財政運営指針で定めた平成26年度目標値（74億円以内）を前提に平成26年度決算見込額を算定し、以降同額で維持することを前提とした。

なお「社会保障と税の一体改革」については、関連法案が先に成立したところではあるが、社会保障制度の充実が図られる具体的な内容や、消費税増税に伴う財源の流れ等が今後の議論とされており、その動向をみなければ本市の社会保障関連経費での対応が見いだせないため、財政予測には反映しない扱いとしている。

《主な財政予測条件（次ページに詳細）》

【（1）歳入】

科目	条件
市税	使用済核燃料税については現行相当額が維持されていくとし、それ以外はほぼ現状維持
地方交付税	合併特例措置の削減や制度改正に伴う変更等を考慮
国庫支出金・県支出金	電源立地交付金については現行相当額が維持されていくとし、投資事業・扶助費については事業毎に、それ以外は過去3ヵ年の財源内訳を参考に算出

【（2）歳出】

科目	条件
人件費	職員数を全会計で平成27年度以降1,100人として算出
物件費	施設管理費や各事業に関する事務費用の近年の伸びを考慮して算出
普通建設事業費	中長期財政運営指針で示している目標値（74億円以内）を前提に平成26年度決算見込み額を算定し、以降同額で維持し算出

予測条件（現状推移のとき）

（1）財政予測の前提

景気動向	消費者物価指数や経済成長率は考慮せず推計
国の税制改革	復興特別増税を含む税制改革については市税への影響を見込み、社会保障と税の一体改革における消費税増税については見込まず推計
原子力発電所	電源立地対策交付金と使用済核燃料税は現行相当額が維持されていくと推計

（2）歳入

科目		積算条件
市税	市民税個人分	・納税義務者数の減少及び扶養控除や復興増税等の税制改革の影響を見込み推計
	市民税法人分	・経済情勢の影響や法人数の増減は見込まず、平成24年度見込みと同額推移と推計
	固定資産税	・税制改革や評価替えを見込み減少と推計
	軽自動車税	・平成21年度～平成23年度の平均台数により推計
	市たばこ税	・平成25年度以降は税制改革を見込み、本数の変化は考慮せず推計
	入湯税	・平成24年度見込みと同額推移と推計
	使用済核燃料税	・現行相当額が維持されていくと推計
地方譲与税	地方揮発油譲与税 自動車重量譲与税 特別とん譲与税	・直近3ヵ年決算平均から算出
各種交付金		・制度改正等を見込み、原則直近3ヵ年決算平均から算出
地方特例交付金		・制度改正等を見込み、平成25年度以降は住宅ローン減税分の見込みを考慮し措置
地方交付税	普通交付税	・合併算定替えの段階的減少、特別交付税との配分割合の変更、市税や人口等の基準財政需要額・収入額への影響を考慮し推計
	特別交付税	・近年の交付状況や地方交付税制度改正による予算配分の変更を踏まえ、平成28年度から18億円を想定
国庫支出金・県支出金		・投資事業、扶助費については各事業毎の財源内訳から算出し、その他の国庫、県支出金については過去3ヶ年の財源内訳を参考に推計 ・電源立地対策交付金については、現行相当額が維持されていくと推計
繰入金		・公債費の上昇が大きい年度には減債基金を繰入 ・安定した収支均衡のために財政調整基金を必要額繰入
市債		・普通建設事業費の活用起債は過去の平均値から算出

（3）歳出

科目		積算条件
人件費		・職員数は全会計の平成27年度時点を1100人以内とし、平成28年度以降については同人数で経費を推計し、給与の昇給を考慮 ・議員定数は平成25年度から26人の推移
物件費		・施設管理費や各事業に関する事務に係る費用の近年の伸びを考慮
普通建設事業費		・平成26年度以降は中長期財政運営指針（平成22年3月）で示した74億円以内で推計することとし、平成26年度決算見込み同額推移
扶助費		・実績や今後の人口予測等から事業毎に推計
補助費等		・国県の制度に係る補助事業と市単独事業補助事業について、今後同程度で継続していくものとして同額規模の推移

現状で推移したときの財政予測

(単位:億円)

項 目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
歳入総額	545	529	514	511	507	503	500	499	504
歳出総額	527	508	492	491	488	485	482	481	486
収支差引	18	21	22	20	19	18	18	18	18
積立金残高	146	138	134	136	128	111	85	51	10
うち財政調整基金残高	108	109	114	122	117	101	76	42	2
うち減債基金残高	23	16	8	3	0	0	0	0	0
地方債残高	525	517	497	470	444	421	399	385	371
中長期財政運営指針			510						

歳入内訳

(単位:億円)

款	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
市税	111	110	110	106	105	104	101	100	99
地方譲与税・交付金等	17	17	17	17	17	17	17	17	17
地方交付税	176	181	183	179	167	157	149	139	138
分担金及び負担金	6	6	7	6	7	7	7	7	7
使用料及び手数料	8	8	8	8	8	8	8	8	8
国庫支出金	(74)	77	71	67	73	74	74	75	76
県支出金	(37)	38	35	34	40	40	40	41	41
繰入金	26	18	14	9	18	26	34	43	49
繰越金	(23)	24	18	21	22	19	18	18	18
その他	8	9	7	5	5	5	5	5	5
市債	(46)	54	56	46	46	46	46	46	46
収入計	545	529	514	511	507	503	500	499	504

歳出内訳

(単位:億円)

歳出目的別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人件費	95	94	93	93	93	93	94	95	95
物件費	(55)	56	55	56	57	58	58	59	60
普通建設事業費+維持補修費	(88)	106	102	83	83	83	83	83	83
扶助費	96	98	99	100	101	102	103	103	104
補助費等	24	24	24	24	24	24	24	24	24
公債費	73	73	74	70	66	63	58	54	57
その他	(76)	77	62	64	63	62	62	63	63
支出計	(507)	527	508	492	491	488	485	482	486

※平成24年度の()内は繰越額を含まない。

財政予測を行った結果、歳出では平成32年度へ向け人件費、物件費、扶助費が伸び、扶助費については、義務的・制度的な要素が強いため、今後の人口予測等から増加傾向となっていく結果となった。人件費については、現在の各種行政サービスを維持することなどを踏まえ職員数を1,100人規模としているため、一時的に減少するものの、徐々に平成24年度と同規模に増加していく結果となった。物件費については、現有施設数を保持していくために発生する恒常的な施設管理経費が増加の大きな要因となり、また、普通建設事業費については中長期財政運営指針で示した平成26年度目標数値に近い規模を維持していく条件としたが、財政運営を逼迫する要因の一つとなった。歳出の現状維持での予測結果は、財政運営上極めて厳しい状況になる結果となった。

収支バランスとしては、平成32年度時収支の余剰額が18億円確保できているものの、財源調整に用いる財政調整基金が大幅に減少し、平成33年度以降は基金残高が底をつき収支バランスがとれなくなると予測される。つまり、現状維持での財政運営を行うことは、地方公共団体の財政運営の基本といわれる、「収支バランスを保ちながら、行政サービスを適切に提供していくこと」ができなくなる事態が予測される結果となった。

先に述べたようにこの予測からは、現状の歳出構造のままでいくと長期的な行財政運営に支障が生じてしまうために、歳出経費の中で構成額や構成割合の大きい人件費、普通建設事業費、物件費などに焦点をあてた歳出構造の見直しに早急に取り組むことが不可欠であり、平成27年度以降交付税が削減されていく段階での経費削減等に目途がついていない状況であるため、今後本格的な改善に取り組んでいく必要がある。

3 財政運営プログラムの基本的考え方

普通交付税の平成27年度以降の段階的削減及び合併特例措置期間終了による大幅な財源縮減（平成24年度と平成32年度を単年度比較した場合約40億円の減）に対応できるよう、基金、市債の活用や償還期間の延長など考えられる財政運営手法を考慮に入れながら、歳出構造の見直しによる一般財源の削減方策と、具体的な財政予測、取り組みの工程表で構成されるプログラムとする必要がある。

一般財源の削減方策としては、歳出経費のうち大きな割合を占める人件費・物件費・普通建設事業費について、特に物件費については、その中で高い割合を占める「施設に関する経費」について具体的な方策を検討する。更に、現在実施している各事業について、経費削減の観点から、中長期的な施策展開の方向性や優先度を踏まえて「事業見直し」に取り組んでいく。

削減方策の具体的な取り組み内容の検討に際しては、それぞれの手法における削減額を見込んだ財政予測を行いながら、方策を決定していく。

同時に、この歳出の削減方策と合わせて、産業の育成や雇用確保など将来の市政発展へ繋がる分野を成長戦略分野と設定し、投資の重点化に取り組んでいく。

以上を本プログラムの柱とする。

なお本プログラムの実施期間は、平成24年度から合併特例措置が完全に終了する平成32年度までの9年間とし、定期的な検証・見直しを行うほか、社会経済情勢の変化等に対応した経費削減等の取り組みを実践していくこととする。

4 財政運営プログラム

4-1 人件費の削減

(1) プログラム展開方針

人件費は、特別職給を含む職員給、嘱託員報酬、及び議員報酬、並びに行政機関の委員報酬で構成されている。

これまで、一番比重の高い職員給において、定員適正化方針に基づき職員数を削減することで、その総額を減少させてきているほか、議員報酬についても、定数の削減に伴い減少してきている。

今後においても、人件費総額を削減せざるを得ない状況であり、人件費削減を行う際の有効な手法である、嘱託員を含めた職員数の更なる削減に取り組む必要がある。

このため、職員数の削減に対応できる執行体制や手法の検討と、中長期的な事業の見直しや施設の統廃合などの動きを踏まえた人件費の削減方策を模索する。

(2) 今後の取り組み・課題内容

ア 平成32年度時点の職員数は、行政の効率化に向けた取り組みや類似団体との現状比較などに基づく基本的な職員数の規模を想定し、これに島嶼部を抱える行政区域での組織構成、医療や消防・防災等の面での職員数を確保したうえで、1,000人以内とする。

その際の人件費総額は、平成24年度当初予算額と比較し約10億円の削減を見込むが、更なる人件費の削減を図れるような方策を検討し取り組むものとする。

イ 職員数の削減と同時に、嘱託員数の削減にも取り組むものとする。

(平成24年度時月額報酬支弁嘱託員数：415名)

ウ 職員数及び嘱託員数の削減については、業務手法を含めた事務事業の見直しや施設の統廃合などによる削減を見込むものとする。

エ 職員給においては、特別職や一般職員のカットや給与水準の見直しなど検討を行い取り組むものとする。

4-2 施設の統廃合

(1) プログラム展開方針

平成17年9月に「薩摩川内市アウトソーシング方針」を定め、平成22年4月に同方針を発展的に見直した「薩摩川内市公有財産利活用基本方針」を策定し、施設数の抑制と指定管理者制度の導入など施設の管理運営の効率化に取り組み、「施設に関する経費」は抑制しているが、現時点における保有施設数は1,230施設に上り、依然としてその維持管理経費が財政を圧迫している。

「施設に関する経費」は、施設を保有している限り恒常的に発生する経費であり、保有施設を減らさない限り、経費を削減することはできない。よって、これから財政状況が厳しくなっていく中、真に必要な財産のみを所有していくことで、施設管理に要する経費の最適化を図っていく。

今後は、施設の利活用状況や必要性等の考察を基に具体的な統廃合の対象や処分の方角性を整理し、更にある程度の規模的目標(保有施設数、管理経費等)を持ったうえで施設の統廃合を進めていくことが不可欠である。

(2) 今後の取り組み・課題内容

ア 平成32年度時点で市が保有する施設の規模的目標として、1,100施設以内とし、また、管理経費の削減目標額は、△4億円(平成24年度施設管理に要する経費の約12%)とする。なお、具体的な施設については公有財産利活用方針で公表していくこととする。

イ 上下水道、災害関連、環境施設、地域公民館など、真に必要な財産として市が保有すべき基幹的施設は継続的に市が直接保有するものとする。

ウ 老朽化の進んだ施設、利用頻度の低い施設、近距離に点在する類似施設、民間での管理運営が可能な施設など、市が保有していく必要性の薄れたものについては処分財産として整理していくものとする。

エ 処分方針の決定した施設については、処分目標年度を設定し、速やかに売却、貸付、譲与等の手続きを執っていくものとする。

4-3 普通建設事業費と維持補修費の規模見直し

(1) プログラム展開方針

普通建設事業費とは、主に市の資産形成に要する経費、維持補修費とは、市が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費であり、共に「資産に関する経費」であることから、本プログラムでは一体的な経費と捉えて考えていく。

この2つの経費を一体的な経費とした場合、今後の予測に示した数値にあるように予算規模の約2割と大きな比重を占めており、今後は、更に施設の老朽化等により維持補修経費が大幅に伸びることが見込まれる。

これから財政状況を見通した時、「資産に関する経費」についてこれまでの規模を確保していくことは厳しくなっていくため、投資事業については事業規模の抑制に取り組みながら、展開する事業について「選択」を行っていくことになる。そのため、現在展開している大規模事業の進捗や、今後取り組んでいくことが予測される事業について、中長期的な事業展開の方向性を決める必要がある。

そのためには、平成32年度時点での事業規模を予測したうえで、既に事業化し取り組んでいるものについては今後の進捗を、今後事業化していくべき事業等については事業化の検討時期や調整条件等の方針を明らかにしていく。

(2) 今後の取り組み・課題内容

ア 平成32年度時点の事業規模は、国の経済雇用対策事業が始まる前の平成19年度と同規模の、平成23年度決算額（約106億円）から約3割減の75億円まで削減するものとする。また、国県補助や市債などを活用することで、削減額の縮小を図るものとする。

なお、維持補修費については施設の老朽化等の観点から今後増加していくことが予測されるが、橋梁補修、水路整備、施設等現在補修計画を策定している段階にあり、その規模については試算ができない状況にある。そのため、それぞれの事業規模が見通せる段階で、年次的な事業規模の枠内において投資経費と維持補修経費のバランス調整を図ることとする。

イ プログラムに基づく個々の事業については、次の区分と整理の考え方により調整していくものとする。

(ア) 既に事業化し現在展開中の事業について優先的に取り組み、事業の完了に目途をつけることとする。このため、次の事業以外については、毎年度予算編成の際に設定する事業規模の枠内で事業化の調整を行うこととする。

～優先的に目途をつける主な事業～

課名	事業名
企業・港振興課	川内甌島航路事業
都市計画課	川内駅周辺地区土地地区画整理事業
都市計画課	中郷五代線整備事業
都市計画課	一般国道3号御陵下地区景観整備事業（暮橋～風口）
天辰区画整理推進室	天辰第一地区土地地区画整理事業
入来区画整理推進室	入来温泉場地区土地地区画整理事業
建設整備課	横馬場田崎線道路改良事業
建設整備課	久見崎公園整備事業
建設整備課	三堂公園整備事業
上水道課	入来温泉施設整備事業
防災安全課	防災行政無線デジタル化整備事業
消防総務課	消防庁舎建設事業
消防総務課	消防救急無線デジタル化整備事業
消防総務課	消防通信施設整備事業
教育総務課	小中学校耐震化事業
教育総務課	小学校特別教室棟新增築事業（永利）
教育総務課	小中学校大規模改修事業

(イ) 現在事業化の準備段階にある事業や、新たな事業化又は、計画化が想定される事業については、維持補修費の動向や事業化に伴う財源対策を踏まえ、優先度・緊急度等の観点から着手の時期を判断していくものとする。

なお、事業規模等の精査については、社会経済情勢の動向を踏まえつつ毎年度の予算査定の中で行うものとする。

(ウ) 現時点では想定できないものの、社会経済情勢の変化等により既存の実施事業や計画中の事業等よりも、緊急度や優先度が高いと判断される事業が発生した場合は、年次毎の投資規模の範囲内での事業間調整や事業費の年度間調整などにより着手の時期を判断していくものとする。

4-4 事業見直し

(1) プログラム展開方針

これまでは主に予算編成時において、委託経費の抑制や給付額の削減などにより経費削減を行ってきたところである。しかし、これからはこれまで以上に厳しい財政状況となっていくため、個々の経費の見直しによる歳出削減には限界があること、また、交付税削減に伴う予算規模縮小が避けられない中で現在行っている事業全てを維持していくことは困難であることから、事業そのものについて可否を判断する必要がある。

今後は、現在取り組んでいる事務事業評価や、今後導入予定の施策評価と連動させ、歳出削減の観点から、施策・事業の改善・見直し・廃止等の評価を総合的に判断し、事業自体の見直しに取り組んでいくことになる。

事業見直しに際しては、対象となる事業や実施の時期、廃止・縮小などの方向性等を具体的に公表し、市民の理解と協力を得るものとする。

(2) 今後の取り組み・課題内容

ア 事業見直しに際しては、中長期的な施策展開の方向性や優先度を踏まえて事業選定を行い、見直しの内容・時期等の整理を行うものとする。

現時点での見直し対象事業については223事業、削減見込み額約6.9億円（うち一般財源 約6億円）としており、更なる取り組みを行うものとする。

なお、見直し対象事業の中には「社会保障と税の一体改革」に関連する子育てや介護等の分野の事業も含まれているが、国の動向等を見極め最終的に判断することとしている。

また、成長戦略に関連する分野の事業見直しにあつては、効果測定を用いて事業の統廃合、新規事業への移行など、実施効果を判断しつつ取り組みを行うものとする。

イ 事業継続となったもので、これまで自己負担のある事業、また、無償提供していた事業であっても「受益者負担の適正化」の観点から自己負担をしていただくことが適当とされる事業については、随時負担額の適正化に取り組むものとする。

ウ 事業継続すべきと判断したもののうち民間で実施可能とされるものは、積極的にアウトソーシングに取り組むものとする。（例：図書館管理運営業務、川内クリーンセンター管理運営業務、観光船かのこ運行業務、市営住宅管理

業務など)

なお、民間委託することにより、行政サービス向上に繋がる業務については、直接的な費用が現状より高くなる場合も職員数削減を含む全体としての費用対効果を考慮しながらアウトソーシングに取り組むものとする。

エ 補助金については、これまで補助金等評価委員会において個々の補助金毎にその内容や性質により公益性や有効性等の視点から評価を行い改善に取り組んできたところであるが、今後の厳しい財政状況を乗り切るために補助金の削減は避けられない状況である。

このため事業見直しの中で、一定の効果や補助目的が達成されつつあるものについては廃止・縮小の判断を行うとともに、補助額の上限や補助年限の設定及び補助率の見直しなど削減に向けた一定のルール作りを行った上で削減に取り組むものとする。

オ 事業見直しの進捗状況については、毎年度の当初予算編成時に確認を行い、公表していくものとする。

なお、本プログラムにおける事業見直しの判断については、現行制度、社会経済情勢等をもとに行われているものであり、今後の制度改正、社会経済情勢等本市を取り巻く状況に著しい変化が生じた際は柔軟に対応していくものとする。

4-5 成長戦略の展開

(1) プログラム展開方針

合併後の行財政運営は、地域の一体感醸成や地域格差の解消、懸案であった地域課題の解消を施策の中心に据え取り組んできた。これらは一定の成果を得たものがある一方、現在進行形のものも残されている中、更にこれからの課題とされる人口の減少、少子・高齢化の進展といった大きな潮流から生じる、集落活動の低迷、生産力の減少、都市力の低下等の地域課題に対応していく必要がある。交付税縮減等による歳入減少に伴う歳出規模の縮小の中、これらの問題にいかんにか財政的措置を講じていくかが大きな課題となってくる。

少子・高齢化対策については、国において税と社会保障の一体改革として、財源対策を含む制度見直しが行われており、本市においても国の動向を注視しつつ取り組んでいくことになる。その他の地域課題については、重要性・緊急性などから優先度をつけ、限られた人・物・情報・財源の地域資源を重点的に投入し、課題解決へ戦略的に取り組んでいく必要がある。

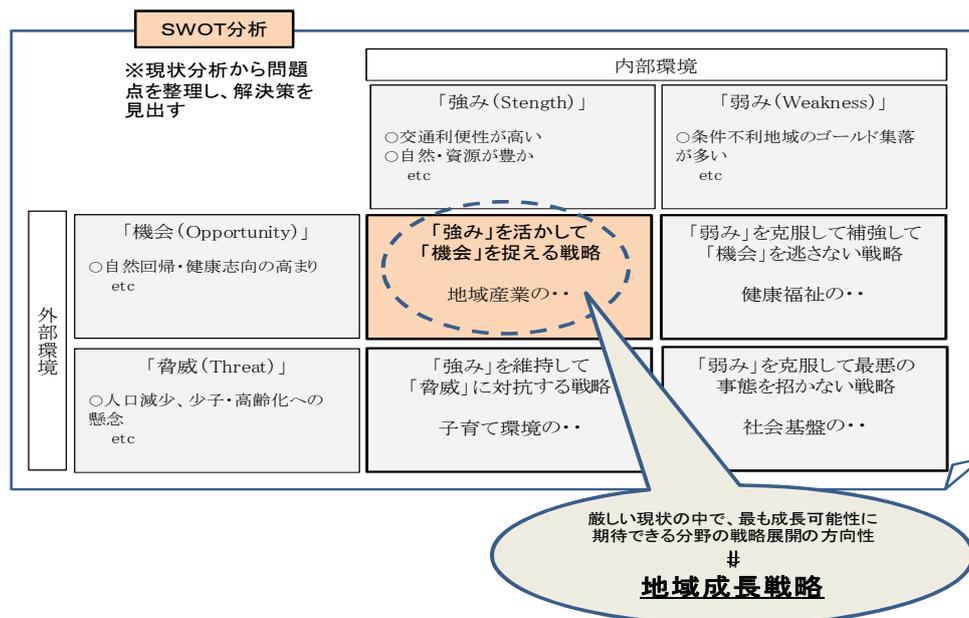
そこで平成24年度を目途に、SWOT分析(※)の手法を用いて、厳しい現状の中にあっても、地域の持続的成長のために積極的に投資すべき分野と、その戦略の方向性・取り組みの視点を「地域成長戦略」として取りまとめ、重点的に取り組んでいく。

※SWOT分析：1960年代に考案された、組織のビジョンや戦略を立案する際に利用する、現状を分析するための手法の一つであり、SWOTはStrength（強み）、Weakness（弱み）、Opportunity（機会）、Threat（脅威）の頭文字をとったもの。

様々な要素をS（強み）W（弱み）O（機会）T（脅威）の四つに分類し、マトリクス表にまとめることで問題点が整理され、その結果、解決策が見つけやすくなる。

(2) 「地域成長戦略」の検討方法

- ア 施策各分野における強み・弱み・機会・脅威の要因を抽出する。
- イ SWOT分析の手法により、地域の成長につながる施策分野（戦略）を選定し、展開の方向性及び具体的な取り組みの視点を整理する。
- ウ 取り組みの視点に基づき、それぞれの事業の具体化を検討するとともに、事業効果・達成度の検証のための目標指標を設定する。



【図表】SWOT分析に基づく薩摩川内市の戦略の検討イメージ図

(3) 今後の取り組み・課題

- ア SWOT分析等により、地域の成長につながる施策分野（戦略）として、「未来を切り拓く地域産業の創出」と「観光・交流人口の拡大による観光産業の育成」の2分野を設定する。
- イ 成長戦略分野で取り組むべき事業と位置付けられたものは、既存事業と区分し、その進捗状況、達成度、効果等検証できるよう目標設定を行い取り組むものとする。
- ウ 成長戦略へ投資を行う財源については、本プログラムに取り組むことで得られる財源や、基金等の活用により確保していくものとする。

5 プログラムを実行した際の財政見直し

15～22頁に掲げたプログラム内容(4つの削減と成長戦略の展開)について、その影響額(見込み)を歳出へ反映させ、平成32年度までの財政見直しを立てた。

この財政見直しは、現時点において想定すべき財政規模や経費等の推移を示したものであり、今後この財政見直しを基に本プログラムを展開していく考えである。

《プログラム実施後の財政見直し時の主な条件内容》

プログラム項目	主な条件内容
人件費の削減	職員数を平成32年度時1,000人
施設の統廃合	統廃合の考え方にに基づき、1,100施設以内保有とし管理経費を算出
普通建設事業費と維持補修費の規模見直し	事業計画等を踏まえ、平成23年度決算額から約3割程度の減
事業見直し	施策面からの事業洗出と、縮小・廃止などの見直し区分に基づき算出(見直し対象事業 223事業)
成長戦略の展開	経費削減額の試算及び毎年度の財政収支等を基に、成長戦略分野投資額を算出 (一般財源想定規模として約3.5億円)

※ 「施設の統廃合」「事業見直し」で処分・見直し対象となった施設や事業は確定されたものではなく、今後、社会経済情勢、国等の制度改正など本市を取り巻く環境の変化に合わせ随時追加・修正等を行っていくものとしている。

財政見直しにおいては、平成24年度の決算見込みには平成23年度からの繰越額を含めているが、平成25年度以降の決算見込みには、財政見直しにおける当該年度予算規模からの分析を考慮して前年度からの繰越を含めず、当該年度予算についての決算見込みとしている。

原子力発電所に関する歳入については現行相当額を見込む一方、消費税増税と社会保障関連経費については今後の動向を注視することとし関連経費等は見込まないこととしている。

経費削減額の反映に当たっては、施設の統廃合や事業見直しなど、その対象とすべき施設や事業自体の方向性を示すプログラム内容であることから、縮小や廃止などの見直し区分ごとに試算するなど、合理的な手法により全体規模からの抑制枠を

想定し数値化を行い、さらに、急激な歳出削減などにより市民生活等へ影響がでないよう、執り得るべき財政手法として基金や市債の活用、起債の償還期間の延長などを勘案し財政見通しに反映させることとした。具体的には次のとおりである。

- (1) 合併特例債の活用可能期間が延長され、本市においては最長平成31年度まで延長可能になったことに伴い、財政基盤の強化を目的として平成26年度に「(仮)地域活性化基金」を創設し、平成28年度から毎年3.5億円を活用する予定とした。
- (2) 合併特例債の借入については、後年度の負担を抑えるため、「元金均等」とした。
- (3) 合併特例債の償還年数については、期間を長期化することで利子総額が増額となるデメリットもあるが、単年度の公債費を抑制し必要な事業展開を可能とするため、現行の10年から15年とした。

※ (2)、(3)の市債の借入手法や償還年数については、事業内容や財政状況等から判断し、その都度有利な手法・条件を選択する。

予測条件（プログラムを実施したとき）

（1）推計の前提 ・現状の財政運営を行った場合（11頁）との変更点は※印を表示

景気動向	消費者物価指数や経済成長率は考慮せず推計
国の税制改革	復興特別増税を含む税制改革については市税への影響を見込み、社会保障と税の一体改革における消費税増税については見込まず推計
原子力発電所	電源立地対策交付金と使用済核燃料税は現行相当額が維持されていくと見込み推計

（2）歳入

科目		積算条件
市税	市民税個人分	・納税義務者数の減少及び扶養控除や復興増税等の税制改革の影響を見込み推計
	市民税法人分	・経済情勢の影響や法人数の増減は見込まず、平成24年度見込みと同額推移と推計
	固定資産税	・税制改革や評価替えを見込み減少と推計
	軽自動車税	・平成21年度～平成23年度の平均台数により推計
	市たばこ税	・平成25年度以降は税制改革を見込み、本数の変化は考慮せず推計
	入湯税	・平成24年度見込みと同額推移と推計
	使用済核燃料税	・現行相当額が維持されていくと推計
地方譲与税	地方揮発油譲与税 自動車重量譲与税 特別とん譲与税	・直近3ヵ年決算平均から算出
各種交付金		・制度改正等を見込み、原則直近3ヵ年決算平均から算出
地方特例交付金		・制度改正等を見込み、平成25年度以降は住宅ローン減税分の見込みを考慮し措置
地方交付税	普通交付税※	・合併算定替えの段階的減少、特別交付税との配分割合の変更、市税や人口等の基準財政需要額・収入額への影響を考慮し推計 ※普通建設事業費の増減による公債費の増減の影響を考慮
	特別交付税	・近年の交付状況や地方交付税制度改正による予算配分の変更を踏まえ、平成28年度から18億円を想定
国庫支出金・県支出金		※投資事業は、事業計画及び現行の財源構成により事業規模を想定し推計 ・扶助費については、事業毎の財源内訳から算出し、その他の経費については過去3ヶ年の財源内訳を参考に推計 ・電源立地対策交付金については、現行相当額が維持されていくと推計
繰入金		・公債費の上昇が大きい年度には減債基金を繰入 ・安定した収支均衡のために財政調整基金を必要額繰入 ※地域活性化基金（仮称）は平成28年度以降3.5億円/年を繰入
市債※		※普通建設事業費の特定財源は個別に積算 ※平成26年度の地域活性化基金（仮称）40億円の財源として合併特例債38億円の借入

（3）歳出

科目		積算条件
人件費※		※職員数は全会計の平成27年度時点を1,100人以内とし、その後平成32年度に全会計1,000人と推計 ・議員定数は平成25年度から26人の推移
成長戦略		※成長戦略の展開については、便宜、3.5億円を算入
普通建設事業費※		※事業計画及び現行の財源構成により事業規模を想定し推計

プログラムを実施したときの財政見通し

(単位:億円)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
歳入総額	545	525	536	500	487	486	476	468	468
歳出総額	527	515	520	483	468	467	457	450	450
収支差引	18	10	16	17	19	19	19	18	18
積立金残高	146	149	181	178	173	163	150	128	104
うち財政調整基金残高	108	120	121	124	125	119	111	92	72
うち地域活性化基金(仮称)	0	0	40	40	37	33	30	26	23
うち減債基金残高	23	16	8	3	0	0	0	0	0
地方債残高	533	525	542	513	488	470	458	445	432
中長期財政運営指針			510						

歳入内訳

(単位:億円)

款	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
市税	111	110	110	106	105	104	101	100	99
譲与税・交付金等	17	17	17	17	17	17	17	17	17
地方交付税	176	181	182	181	167	156	147	137	134
分担金及び負担金	6	6	7	7	7	7	7	7	7
使用料及び手数料	8	8	7	7	7	7	7	7	7
国庫支出金	(74)	77	70	67	76	77	78	78	77
県支出金	(37)	38	35	34	34	33	33	34	35
繰入金	26	16	13	12	14	20	23	32	33
繰越金	(17)	24	18	10	16	17	19	19	18
その他	8	8	7	7	7	7	6	7	9
市債	(46)	54	56	82	37	36	38	37	32
収入計	(532)	545	525	536	500	487	486	476	468

歳出内訳

(単位:億円)

歳出目的別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人件費	95	94	93	92	90	89	88	86	85
物件費	(55)	56	52	51	49	49	49	48	47
成長戦略	0	4	4	4	4	4	4	4	4
普通建設事業費+維持補修費	(88)	106	100	80	79	75	78	75	75
扶助費	96	98	99	100	100	101	102	103	103
補助費等	24	24	23	23	22	22	22	22	22
公債費	73	72	72	73	67	62	55	50	51
その他	(76)	77	71	97	61	61	62	62	63
支出計	(507)	527	515	520	483	468	467	457	450
うち一般財源	371	362	345	350	334	331	322	321	317
(平成24年度比)	—	△9	△26	△21	△37	△40	△49	△50	△54

※平成24年度の()内は繰越額を含まない。

6 財政運営プログラムの着実な実行に向けて

今回策定した「財政運営プログラム」を着実に実行し、真に効果のあるものとしていくため、次のとおり取り組むものとする。

1 推進体制の確立

施策の方針決定から執行、実施まで一貫した取り組みを可能とするため、組織横断的な体制を早急に構築する。

併せて、全職員が本プログラムを意識し取り組めるよう職場内での研修や意識改革に取り組むものとする。

2 進行管理の徹底

予算編成過程において施策評価や事務事業評価等の手法を用いながら、事業見直しの進捗把握と、年次毎の達成状況を分析し、その結果を次年度以降の取り組みに反映していくものとする。

3 市民への公表

予算編成過程の公表と併せて、本プログラムの進捗状況（全体進捗や、各年次の取り組み状況）について解り易く公表する。

4 行政内部経費などの抑制

行政内部経費や事業コストの抑制などについては、これまで以上に費用対効果を意識し更なる抑制に取り組むものとする。

5 歳入確保策の取り組み

歳出抑制に併せて、歳入確保策として次の項目に取り組むものとする。

- (1) 市税等の徴収強化や滞納対策
- (2) 受益者負担の適正化の観点から使用料・手数料・負担金の見直し
- (3) 提供サービス等に対する実費負担の導入や負担額の引き上げ
- (4) 新たな財源の確保策（ネーミングライツや自動販売機納付金制度など）の導入

6 プログラムの調整

プログラムの実行に当たっては、経費削減の対象規模、時期に大きく左右されるものであるが、地方交付税の合併特例措置の縮減スピードに対応できる形で全体経費をコントロールする必要がある。また、社会経済情勢の大きな変化や、国等の制度改正など本市の行財政をとりまく環境の変化に適宜対応できるよう、プログラムの進捗や規模等の調整も必要である。

そこでプログラムの実行に際しては、毎年度の収支状況からプログラムに基づく財政運営の進捗状況を見極め、プログラムに位置づけた取り組みの相互バランスや展開の調整により、プログラム全体の進行に遅れをきたさないよう努めていくものとする。

7 定期的見直し

本プログラムについては、財政見直しを含め「3年ごと」に定期的に見直し作業を行うものとする。

その際は社会経済情勢の変化に伴う進捗調整等についても適宜必要な判断を執っていくものとする。

なお、今後においては特に国の原子力政策、また、社会保障と税の一体改革の動向について注視し、それぞれ具体的な方向性が定まった際は、柔軟な対応を図っていくものとする。

【 資 料 編 】

今回策定した、財政運営プログラムの考え方において、主な「事業の見直し」対象事業名を示すことは、今後の財政運営に対する市民の皆さまの予見性を高め、実行性を高めていく上で必要不可欠と考えます。

これから、より透明性の高い財政運営を行っていく一環として、『主な「事業見直し」対象事業一覧表』について公表いたします。

主な「事業見直し」対象事業一覧表

※施策体系別に（廃止・縮小）対象事業を掲載してあります。国の制度改革や社会経済情勢の影響により方針が変更になることがあります。

1. コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり【コミュニティ】

(2) コミュニティ活動等への支援強化

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
コミュニティ課	集会所管理事業	集会所の光熱水費及び、委託料、使用料並びに賃借料の支払い	縮小	検討期間	○		集会所管理についての市の関わり方を含め、事業内容の検討に取り組む。
コミュニティ課	市民活動情報サイト事業	平成23年度市民情報サイトを構築し、地区コミュニティ協議会等の活動状況を、随時市内外に情報発信する	縮小	検討期間	○		情報サイト運営について、H30年度を目的にNPO法人等で行う事ができないか検討を行う。

(3) コミュニティ活動環境の整備

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
コミュニティ課	集会所管理経費補助事業	集会所無償譲渡に係る管理経費補助事業	廃止	検討期間	○		平成29年度から補助金を交付している集会所が、全て無償譲渡される予定であり、予定通りに進めば補助金はなくなる。

2. 健康で共に支え合うまちづくり【保健福祉】

(2) 社会保障の充実

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
保険年金課	いきいき教室（筋力マツサージ）事業	医療費の伸びの鈍化を目的に、いきいき教室を実施するもの 販4支所 各5回開催	縮小	○			他事業へ統合することで、効果を上げる。
保険年金課	薩摩川内市元気高齢者表載事業	後期高齢者医療保険・介護保険を利用せず、健康で元気な高齢者を表彰するもの	廃止	○			後期高齢者医療制度の見直しに合わせて廃止する。

(3) 地域福祉社会の形成

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
障害・社会福祉課	社会福祉協議会運営補助金	団体等の運営等に補助金を交付するもの	縮小	検討期間		検討期間	事業内容を精査し、補助額の見直しを行う。

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
				検討期間	○		
障害・社会福祉課	人権啓発連絡協議会運営補助金	団体等の運営等に補助金を交付するもの	縮小	○		事業内容を精査し、補助額の見直しを行う。	

(4) 高齢者福祉の充実

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
				検討期間	○		
高齢・介護福祉課	はり・きゅう・マッサージ等施術助成事業	本市1年以上在住の65歳以上の方にはり・きゅう・マッサージ等の施術料の一部を助成する	縮小	○		給付枚数の削減を検討する。	
高齢・介護福祉課	高齢者おでかけ支援事業(既存分)	本市1年以上在住の70歳以上の方に指定の公衆浴場及び公共交通機関で利用可能な助成券の交付する	縮小	○		給付枚数の削減を検討する。	
高齢・介護福祉課	高齢者訪問給食サービス事業	一人暮らし、及び高齢者のみの世帯に属する虚弱な高齢者で食事の確保が困難である高齢者に食事を配食するとともに安否確認を行う	縮小	○		自己負担額の見直しの検討を行い、事業の継続を図る。	
高齢・介護福祉課	日常生活用具給付等事業	要援護高齢者に火災警報器・自動消火器・電磁調理器の給付	縮小	○		給付品目の見直しを検討する。	
高齢・介護福祉課	敬老金支給事業(特別敬老金)	本市に引き続き1年以上住民登録をしている満100歳に達した者に特別敬老金を支給する また、併せて受給対象者の所在把握を行う	廃止	○		特別敬老金について廃止を検討する。	

(5) 子育て支援・児童福祉の充実

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
				○			
子育て支援課	保育所地域活動事業補助金	保育所地域活動事業を通じ、保育需要に対応する	縮小	○		地域活動事業の一部について、合理性をもって保育所主体事業として移行することで縮小する。	

(6) 障害者(児)福祉の推進

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
障害・社会福祉課	障害者相談員報酬	地域主権推進改革法の成立に伴い、平成24年度から障害者相談員制度については、県から市に設置主体が移管されたが、平成25年度から相談支援センターの機能強化に伴い、廃止するものである	廃止	○			国の制度見直しを踏まえ、より効果のある事業の検討を行う。
障害・社会福祉課	障害者福祉サービス自己負担等助成	障害福祉サービス等利用者負担金の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、障害者(児)の福祉の増進を図るものである	廃止	○ (段階的削減)	○ (廃止)		国の制度見直しにより、現在「応能」負担が主流となっている事業の必要性が低くなってきたためII期を目的に廃止。
障害・社会福祉課	心身障害児通園事業費	つくし園利用者負担金等助成	縮小	検討期間	○		助成対象者の見直しに取り組む。

3. 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり【教育文化】

(1) 生涯学習の推進

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
社会教育課	社会教育活動活性化推進事業	地区コミュニティ協議会内での高齢者学級・女性学級などの社会教育学級、講座及び講演会等に対して、講師謝金及び旅費を負担する	廃止	検討期間	事業廃止の検討	○	平成30年度までに各コミュニティ協議会での生涯学習の定着に取り組む。
中央図書館	視聴覚ライブラリー運営・教材等整備事業	学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興のため、視聴覚教材・教材を整備・維持管理し貸出業務を行うほか、子ども映画会、視聴覚機器の操作研修会等の開催や所有教材のデジタル化、インターネット等での活用を促進する	縮小	○			教材等の購入については、これまで以上に選別しながら行う一方、教材・機材の活用用の促進、視聴覚関係研修、映画会の開催等視聴覚教育の推進に努める。

(4) 幼児教育・学校教育等の充実

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
学校教育課	学校野外鍛錬推進事業費	カヌーの修繕料、廃棄手数料など、カヌー競技を通じて児童生徒の体力向上等を図るもの	廃止	検討期間			協議・調整に取り組む。
学校教育課	市立学校教育職員研修補助金	市立学校教育職員研修補助	縮小	検討期間	○		他市の状況も踏まえながら、補助額の検討に取り組む。
学校教育課	小・中学校文化活動出場補助金	小・中学校文化活動の九州大会等への(削除)出場校への補助金交付	縮小	○			補助制度の内容検討に取り組む。

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
学校教育課	特認校生通学用タクシード 借上げ・定期券代助成事 業	特認校生の送迎のための通学用タクシード借上げ及び肥後おれ んじ鉄道定期券代助成	廃止	○			特認校制度は平成26年度まで。

(6) 地域文化の保存・継承

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
文化課	文化振興事業費	心豊かで潤いのある暮らしを実現し、魅力あるまちづくりに 資するため、各種事業に取り組み、文化振興の推進を図るも のである	縮小	○			文化振興事業について見直しを行い、文化振興に対する有 効な事業として取り組んでいく。

(7) スポーツの振興

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
市民スポーツ課	スポーツ振興補助金交付 事業	個人・団体が全国・九州大会へ参加する経費（旅費・宿泊 費）の一部を補助するもの	縮小	○			補助内容の検討に取り組んでいく。
市民スポーツ課	スポーツ競技大会開催運 営補助金交付事業	市体育協会に加盟する団体が県・九州・全国大会を開催する 経費を一部補助金を交付するもの	廃止	○			関係団体と協議の結果、平成25年度を自途に廃止。
市民スポーツ課	シニアスポーツリーダー 派遣事業	シニアスポーツリーダー派遣事業に係る講師謝金・旅費の一 般事務を実施するもの	統合	○			市民健康課で行われている事業に統合を図ることにより効 果的なものとする。

(8) 交流活動の推進

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
企画政策課	難島甲子園参加事業	難島に住む中学生を他の難島で行われる軟式野球大会に参加 させ、交流と郷土に誇りを持ってもらう	縮小	○			参加年度を2年に1回とするなど、事業形態の見直しに取 り組む。

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I 期 (H25～H27)	II 期 (H28～H30)	III 期 (H31～H32)	
企業・港振興課	国際交流事業補助金	国際交流協会の運営等に補助金を交付するもの	縮小	検討期間 ○			川内港の利活用及び友好都市交流を推進することを目的とする。 ・継続の必要性も含め検討
企業・港振興課	海外交流派遣団体助成事業補助金	市民が友好都市との交流に係る助成金	縮小	検討期間 ○			補助制度の内容検討に取り組む。
企業・港振興課	外国人留学生奨学金	市内に在住している外国人留学生に対して、経済的負担の軽減と修学費の整備を図る事業	縮小	検討期間 ○			奨学金額の検討をおこなう。
企業・港振興課	企業誘致支援サービス事業	電源地域振興センターへの委託事業 ・企業立地意向アンケート調査 ・アンケートに基づいた企業訪問 ・企業展等における本市のPR ・工業団地紹介用パンフレット作成	縮小	検討期間 効果等測定と事業内容 ○			事業内容の精査に取り組む。

4. 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり【生活環境】

(1) 防災・生活安全対策の充実

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I 期 (H25～H27)	II 期 (H28～H30)	III 期 (H31～H32)	
市民課	市民相談事務費	市民の一般相談並びに消費生活相談に係る業務	縮小 ○				相談内容の多様化とより専門性に応えるため、平成25年度から一般相談(心配ごと相談)を廃止し、弁護士相談の回数増に切り換える。

(2) 環境対策の充実

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I 期 (H25～H27)	II 期 (H28～H30)	III 期 (H31～H32)	
環境課	薩摩川内市衛生自治団体連合会補助金	補助対象経費 ① 組織の運営経費 ② 環境美化活動及び研修事業 (不法投棄回収業務・清掃ボランティア補助など)	縮小 ○				指定ごみ袋の収益状況も考慮し補助金額の検討を行う。

(3) ごみ処理の充実

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
環境課	PCB含有廃棄物処理事業	PCB廃棄物処理事業における本県の処理対象物及び処理地域により、本市は平成24年度第3回に割振り ① 第1期施設対象物の割振りは、北薩地域振興局管内については平成24年8月から9月 ② 第2期施設対象物の割振りは、北薩地域振興局管内については平成24年8月から9月となる	縮小	○			法律の規定に基づき事業を実施する。
環境課	地区ゴミ分別収集事業 (売払収入還元)	資源ゴミ売り払い収入より、地区ゴミへ資源ゴミ分別として還元を行う	縮小	○			資源ゴミの処理に要する経費に占める売却収入の適切な割合を考慮し還元金の検討を行う。
環境課	クリーンセンター管理費 (瓶島)	瓶島地域の上瓶島・下瓶クリーンセンターの適正管理	廃止	○			H25.7(予定)からの瓶島のクリーンセンター一休みに伴い廃止する。
環境課	現年公用・公共用施設災害復旧事業	クリーンセンター及び最終処分場(環境課対応分)に係る災害時の施設復旧事業	縮小	○			H25.7(予定)からの瓶島のクリーンセンター一休みに伴い縮小する。
環境課	クリーンセンター設備改修事業	精密機能検査報告に基づく整備や施設維持に必要な整備を行う ・上瓶島クリーンセンター(煙道バイパス取替工事外 4件) ・下瓶クリーンセンター(ダストコンベア2取替工事外 5件)	廃止	○			H25.7(予定)からの瓶島のクリーンセンター一休みに伴い廃止する。

(4) 下水道・生活排水処理対策の推進

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
下水道課	浄化槽費	浄化槽事業特別会計に対する繰出金に係る経費	縮小	○			浄化槽事業の見直しの検討を行っていく。
下水道課	農業集落排水費	農業集落排水事業特別会計に対する繰出金に係る経費	縮小	○			料金改定、維持補修管理方法の検討を行っていく。
下水道課	漁業集落排水費	漁業集落排水事業特別会計に対する繰出金に係る経費	縮小	○			料金改定、維持補修管理方法の検討を行っていく。
下水道課	公共下水道費	公共下水道特別会計に対する繰出金に係る経費	縮小	○			料金改定、維持補修管理方法の検討を行っていく。
下水道課	永利地区下水処理施設管理費	永利浄化センターの維持管理に係る経費	縮小	○			料金改定、維持補修管理方法の検討を行っていく。

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
下水道課	鹿島地区下水処理施設管理費	鹿島浄化センターの維持管理に係る経費	縮小	検討期間	○		料金改定、維持補修管理方法の検討を行っていく。

(5) 安定した水・温泉利用対策の充実

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
水道管理課・上水道課	簡易水道事業特別会計繰出金	簡易水道事業特別会計に対し、繰出基準に基づき繰出しをす る外、繰出基準外の財政支援を行うもの	縮小	検討期間	○		瀬島を除く簡易水道事業については平成28年度に水道事業会計へ統合を行っていく。統合までに整備を行い、水道事業会計への増額が予想される。 また、飯地域については、平成28年度以降繰出しが必要となる。
水道管理課・上水道課	水道事業補助金	公営企業である水道事業に対し、繰出基準に基づく繰出し及び繰出基準外の財政支援を行うもの（入来法適用簡易水道長期償還利子分）	縮小	検討期間		○	平成28年度本土地域の簡水統合に伴い、 ①残債の取扱（取債の額を統合前までに縮減、繰上げ返済等について財政当局と要協議。）について検討する必要がある。 ②簡易水道の地方債元利償還金繰り出しについて、財政当局と検討。（繰出し基準あり） ③料金への影響・一般会計からの繰入等の検討。
水道管理課・上水道課	水道事業出資金	公営企業である水道事業に対し、繰出基準に基づく繰出しを行うもの（入来法適用簡易水道長期償還元金分）	縮小	検討期間		○	
水道管理課・上水道課	温泉給湯事業特別会計繰出金	温泉給湯事業特別会計に対し、財源不足分の財政支援を行うもの	縮小	検討期間		○	料金改定、維持補修管理方法の検討を行っていく。

5. 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり【産業振興】 (2) 農業の振興

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
農政課	産地農業活性化支援事業	55歳以上の認定農業者及び生産者団体に対し、経営改善を目指すための施設や機械等の導入に対する支援	縮小	検討期間		検討期間	生産者の要望を基に事業の必要性について審査会を実施し決定を行っているが、審査基準の見直しを行う。
農政課	産地農業後継者支援事業	55歳以下の新規就農者・認定農業者である産地農業後継者に対し、経営改善に必要な施設や機械等の導入に対する支援	縮小	検討期間		検討期間	生産者の要望を基に事業の必要性について審査会を実施し決定を行っているが、審査基準の見直しを行う。
農政課	農産物販売促進事業	本市農産物の販売促進活動（産地地消、農商工連携含む）を生産者団体及びJAと一体となった取組	縮小	検討期間	○		関係団体と協議を行い、負担金額の調整を行っていく。
農政課	離島の流通効率化・コスト改善事業	瓶から本土へ農産物を運ぶためにかかる航空送賃の支援	縮小	検討期間	○		輸送計画等見直しを行い経費削減に努める。

課	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
農政課	農業公社運営事業	農業公社に対する運営補助金	縮小	検討期間	検討期間	検討期間	全庁的な取組に合わせ検討を行う。
農政課	新規就農者育成事業	農業公社の研修事業を受ける者を対象に研修期間中の生活支援を行う	縮小	○			国の支援事業を活用できる方は、市の対象としない。支援額を国の額に調整し、事業費を削減する。市が支援する対象者を設定する。
農政課	産業祭開催事業	農林水産業と商工業が連携して産業祭を開催することで、市内産業の情報提供とそれぞれの産業の大切さを認識してもらうため、市民参加型のイベントとして産業祭を開催するもの 産業功労者等の表書、地域の郷土芸能等、農産物販売コーナーなど、各種紹介コーナー等の権しを実施する	縮小	○			地産地消や地域振興を目的としたイベントであり、規模縮小等を図りつつイベント存続を行っていきたい。
畜産課	産地農業後継者支援事業補助金	55歳以下の農業者又は55歳以下の後継者と共同経営を実施している農業者に対し、事業費の1/2以内を補助 ①畜舎・堆肥舎等の畜産用施設の新設・増設等に補助 ②畜用機械・運搬車(中古機械含む)等の導入に補助 事前要望調査及び審査会開催	縮小				生産者の要望を基に事業の必要性について審査会を実施し決定を行っているが、審査基準の見直しを行う。
畜産課	産地農業活性化支援事業補助金	農家所得の向上を図るため、56歳以上の専業農家を対象に、施設整備、機具の導入に係る経費を補助するもの	縮小				生産者の要望を基に事業の必要性について審査会を実施し決定を行っているが、審査基準の見直しを行う。
畜産課	乳用雌牛保留導入事業補助金	酪農家に対し、県内外から素牛を導入した場合(自家保留を含む)その費用の一部を助成することで、乳価低迷で厳しい経営を緩和する。産乳能力(乳量・乳質)に優れた乳用雌牛の保留導入を対象とする ①県外導入：100,000円 ②県内導入：50,000円 ③自家保留：20,000円	縮小	○			補助内容の検証・検討を行う。
畜産課	こしき地域生産農家支援事業	本土の生産農家と比較して繁殖雌牛の改良が重要な課題となつてきていることから、優秀な繁殖雌牛に更新することで肉用牛の改良を促進する農家に対して助成すると共に離島というハンデのある離島地域生産農家の厳しい経営を緩和するため、子牛の海上輸送に係る経費を助成するもの 1 優良雌牛導入(繁殖牛更新推進) 助成 2 子牛預かり施設航送料助成	縮小	○			補助内容の検証・検討を行う。
農政課	農業公社公営型地域農業活性化事業	農林業の振興や農村の活性化を図るために、意欲ある農家や組織が提案する実践的な活動に対し、農業公社が活動経費の一部を助成するもの	縮小		○		審査基準の見直しを行い、対象事業の絞り込みを行っていく。
農政課	みんなががんばる地域農業支援事業(現行・かたろろ集落営農組織育成推進事業)	集落営農組織づくり及び活動促進に向けた話し合い活動や先進地視察等の取組みをする地区の活動を支援するもの	縮小			○	規模縮小等を図りながら、集落営農組織育成推進については引き続き取り組む。

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I 期 (H25～H27)	II 期 (H28～H30)	III 期 (H31～H32)	
				農業委員会事務局	農地流動化促進事業 ・認定農業者の規模拡大と経営安定 ・農村地域の活性化対策	縮小	
耕地課	市単土地改良事業費 委託料、機械借上、工事請負、原材料支給等により、農道・水路等の農業生産基盤の整備、修繕や農村生活環境の整備・保全に係るもの	縮小	検討期間	検討期間	○	整備・修繕に対する審査基準及び負担金見直しを検討する。	

5. 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり【産業振興】 (3) 林業の振興

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I 期 (H25～H27)	II 期 (H28～H30)	III 期 (H31～H32)	
				林務水産課	祁答院山村広場休憩施設「轟悠久館」運営補助金	廃止	
林務水産課	森のめぐみの産地づくり事業(市単)	廃止	○			県の内示額を上回った分への補助を行っているところであるが、平成26年度を目途に廃止とする。	
林務水産課	森林国営保険	縮小	検討期間	○		森林保険への加入本数を絞っていく。	
林務水産課	林業就労改善推進事業	縮小	検討期間	○		近隣市町との整合を図りながら縮小等を検討していく。	
林務水産課	林業就労改善推進事業	縮小	検討期間	検討期間	○	近隣市町村との整合を図りながら縮小等を検討していく。	
林務水産課	林道施設管理事業	縮小	検討期間	検討期間	○	市道と同様、要望のあったものに対して補修を行うかどうかの採用基準の見直しを行う。	

(4) 水産業の振興

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I 期 (H25～H27)	II 期 (H28～H30)	III 期 (H31～H32)	
				林務水産課	川内・飯とれたて市(年14回)3,000,000円 薩摩川内・こしきお魚まつり(年1回)3,000,000円 川内・飯とれたて市(年14回)3,000,000円 薩摩川内・こしきお魚まつり(年1回)3,000,000円	縮小	

(5) 商工業の振興

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
商工振興課	まちあいサロン 情報表示板発信等事業	中心市街地で情報表示板を活用し、広く市民や来川された方に市のイベント等情報を提供を行う	縮小	検討期間	○		関係団体と協議を行い、II期を目的に事業調整に取り組み。
商工振興課	商工会議所等指導事業補助金	商工会議所等の健全な運営の確保並びに各種指導事業等の充実に努める	縮小	検討期間	検討期間	検討期間	全庁的に取り組む必要がある。
商工振興課	中小企業対策利子補助金	中小企業者等が、制度資金等の融資を受けた場合において、負担を軽減し、中小企業者等の経営体質の強化を図る	縮小	検討期間	○		現在の110%の補助率は時限的なものであるため、II期を目的に元の30%補助率へ戻す。
商工振興課	緊急保証制度保証料補助金	特定中小企業者等が、緊急保証制度における資金等の融資を受けた場合において、特定中小企業者等の負担を軽減し、経営体質強化を図る	廃止	検討期間	○		時限的な補助制度であるため、II期を目的に廃止をせざる。
商工振興課	創業・チャレンジ支援補助金	中小企業者等が創業支援資金等の融資を受けた場合において、中小企業者等の負担軽減や事業転換の推進、新たな中小企業者の発掘を図る	廃止	検討期間	○		II期を目的に、中小企業対策利子補助金と統合と統合のできるよう補助内容の精査等調整に取り組む。
商工振興課	中心市街地活性化事業費	中心市街地の衰退傾向に歯止めをかけ、商店街に明るさと活気を取り戻させる	縮小	検討期間	○	○	事業内容の見直しに取り組む。

(6) 観光の振興

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
観光・シティセールス課	シティセールス情報発信・広告・PR事業	一般広告、交通広告、電子媒体、観光パンフレット・チラシWebこころ観光・CS課・特産品カド等	縮小	一部実施	○		観光協会・特産品協会主体への切り替え。
観光・シティセールス課	セールスプロモーション事業	トップセールス事業、観光大使事業、観光親善大使、スピリッツロゴマーク等	縮小	一部実施	○		観光協会・特産品協会主体への切り替え。
観光・シティセールス課	観光誘客事業	旅行商品造成支援事業、グリーン・ツーリズム推進事業、観光ガイド等	縮小	一部実施	○		観光協会・特産品協会主体への切り替え。
観光・シティセールス課	観光イベント事業	川内大綱引等イベント実施事業	縮小	一部実施	○		観光協会・特産品協会主体への切り替え。
観光・シティセールス課	特産品販売事業	催事・輪旋事業、郷土会等	縮小	一部実施	○		観光協会・特産品協会主体への切り替え。

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
観光・シテイセーブルズ課	観光施設事業	観光施設・観光船等の活用推進及び維持管理を行うもの	縮小	○			施設見直し・民間活力の活用を推進。
観光・シテイセーブルズ課	シテイセーブルズサポーター事業	シテイセーブルズサポーター制度に係るもの	縮小	○			観光協会・特産品協会主体への切り替え。
観光・シテイセーブルズ課	シテイセーブルズ雇用創出事業	シテイセーブルズを通じた雇用の創出のためのセミナー事業及び商品開発事業に係るもの	縮小	○			観光協会・特産品協会主体への切り替え。
観光・シテイセーブルズ課	観光・シテイセーブルズマネジメント事業	ブランド・シテイセーブルズ推進本部会議、観光関連団体負担金等	縮小	○			観光協会・特産品協会主体への切り替え。

6. 都市力を創出するまちづくり【社会基盤】

(1) 住環境の整備

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
建築住宅課	住宅管理費	市営住宅管理に関する業務	縮小	○			支所管理分の市営住宅について指定管理の導入に取り組んでいく。
企画政策課	定住促進補助金	補助金の受付、審査、交付を行う ①定住住宅取得補助金 ②定住住宅リフォーム補助金 ③新幹線通勤定期購入補助金	縮小				開始から9年経過し、これまでを振り返りつつつより良い制度とするため、補助内容の見直しに取り組む。

(2) 公園緑地の整備

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
建設整備課	緑化整備事業(花苗等消耗品)	花とみどりによる観光振興と潤いのあるまちづくりを図るために、道路沿線及び川内駅周辺の花壇等に花苗等を配布する	縮小	○			関係課と調整を行いながら、平成25年度以降に経費削減に取り組む。

(3) 道路・交通ネットワークの整備

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
商工振興課	くるくるバス運行業務委託	市内の住民及び観光客に対し、交通利便性向上のため、コミュニティバスを運行する事業	縮小	○			運営についてはH24年度中に活性化協議会で結論を出してもらう。
商工振興課	地区コミ・デマンド運行モダル事業	各地区コミ地域内の交通空白地帯の解消のため、地域内においてデマンド運行をする場合に経費の一部を補助する事業	縮小	○			制度内容の見直しについて取り組む。
商工振興課	市内横断シャトルバス運行委託	住民、観光客等の利便性の向上につなげることで、中心市街地への移動手段の確保と強化等を目的に、中心市街地と支所地域を結ぶコミュニティバスを運行する事業	縮小	○			運営についてはH24年度中に活性化協議会で結論を出してもらう。

(7) 情報通信基盤の整備

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
市民課	戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳等に係る届出及び証明発行等業務	縮小	○			コンビニ交付など新たな制度の導入に取り組んでいく。

7. みんなで進める市民参画のまちづくり【市民参画】

(1) 市民参画の推進

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I期 (H25～H27)	II期 (H28～H30)	III期 (H31～H32)	
広報室	テレビ広報業務委託	民放4社によるTV広報	縮小	○			広報紙、IPの充実を図ると共に、イベント等広報が必要な担当課と検討していく。

8. 持続可能な行政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり【都市経営】

(1) 実効性の高い行政経営等の推進

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I 期 (H25～H27)	II 期 (H28～H30)	III 期 (H31～H32)	
財産活用推進課	薩摩川内市民まちづくり公社運営補助金	市民まちづくり公社運営補助金	縮小	検討期間	検討期間	検討期間	運営補助金であり、全戸的な取り扱い方針に合わせ検討を行う。
総務課	交流派遣事業	国・県への交流派遣事業	縮小	検討期間	検討期間	○	国・県からの業務支援や職員の資質向上を目的とし、国・県等と人事交流を行っているが、定数削減の中においては、人事交流者数も削減する方向で検討する。

(2) 健全で安定的な財政運営の推進

課 所	個別事業	事業概要	方向性	削減・縮小時期、過程			取組・検討内容
				I 期 (H25～H27)	II 期 (H28～H30)	III 期 (H31～H32)	
財政課	行政関連情報インターネットサービス活用	専門業者の提供するインターネットサービスを活用し、行政関連情報の取得を行うもの	廃止	○			個別の媒体と契約を行わず、職員自ら情報を「取り」にくく手法へ変更。
財政課	補助金等評価事業	条例に基づき市長が実施する補助金等の評価に際し、補助金等評価委員会に諮問し意見を聴取するもの	廃止	○			事務事業評価と統合。